

第 41 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 28 日 (月) 9:58 ~ 11:35
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 津谷 典子
 - (委 員) 廣松 毅、白波瀬 佐和子
 - (専 門 委 員) 大江 守之、濱 博文、望月 久美子
 - (審 議 協 力 者) 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - (調 査 実 施 者) 総務省統計局統計調査部：岩佐国勢統計課長ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 住宅・土地統計調査の変更について
- 5 概 要

(1) 審議全体について

前回の部会での調査事項の修正に関する確認事項、前回答申と「公的統計の整備に関する基本的な計画」の指摘事項である「住宅・土地統計調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討」、住宅・土地統計調査（以下「本調査」という。）の変更に係る答申案について審議を行った。

部会長から答申案が示され、審議の結果、文言の一部修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、第 62 回統計委員会（2 月 15 日開催予定）において部会長から報告することとされた。

審議における委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(2) 前回の部会での調査事項の修正に関する確認事項について

調査票乙の「現住居以外の土地」の取得時期に係る選択区分を 13 区分から 7 区分とすることに関する確認事項について、総務省統計局から説明がなされ、部会として原案どおりで適当であると判断された。

(3) 本調査と住生活総合調査とを統合すること等の是非及び可否の検討について

本調査の実施者である総務省（統計局）及び住生活総合調査の実施者である国土交通省から、両調査の目的、調査内容、施策への活用状況及び調査対象世帯の負担感の軽減措置等について説明があった。

これを踏まえた委員・専門委員等からの主な意見は以下のとおり。

両調査の調査事項については、本調査は住宅等の実態把握のために必要な基礎的事項に限定されており、また、住生活総合調査は住生活基本計画の指標等に活用されていることから、現行以上に削減すると調査目的が達成できなくなるおそれがある。

平成 20 年の際、住宅に関するフェイス事項については、本調査で一括して調査し、その結果を住生活総合調査で利用することとされ、両調査の調査事項が整理された結果、両調査の調査事項の間の重複はなくなったため、必要以上に報告者負担を課していることはない。

住生活総合調査の調査結果は、国の住宅政策等のみならず地方公共団体の住宅政策等にお

けるニーズも高いことから、当該調査の調査事項の必要性は否定できないものとする。

調査事項の削減については、調査の目的や結果活用等から限界があり、両調査の調査事項を大幅に削減できない中で統合を行うことはかえって報告者負担を増加させることにつながるのではないか。

両調査については、調査規模や調査の流れの相違が非常に大きいことから、統合等を行うと実査面で相当の混乱が起こるおそれがあり、リスクが大きい。したがって、両調査を別個に実施する方法には一定の合理性があるものとする。

実査を担当している立場から言うと、各調査を単独で実施しても回収が難しくなっている状況の中で、さらに両調査を統合あるいは同時実施という形で実施するということになると、市区町村や調査員の負担が大幅に増加する。一方、両調査はともに、地方公共団体の住宅施策の推進に必要不可欠なものである。これらの点を勘案すると、各調査ごとに別の時期に調査を実施する方法が、現実的な対応であるとする。

報告者負担については、調査事項の量に起因する物理的な負担のほか、設問文が容易に理解できるか、調査票が見やすいか等に起因する心理的な負担といったものもあることから、報告者負担の検討に当たっては、後者の点も十分に勘案する必要がある。

「本調査と住生活総合調査との統合すること等の是非及び可否の検討」については、両調査の施策への活用状況等に照らせば調査事項の削減は困難であるが、当該削減を行わないまま両調査を統合又は同時に実施することは報告者や実査担当者に大きな負担増を招くことから、両調査の統合等は困難かつ適切でないという結論を部会の意見にさせていただく。

(4) 答申案について

[今後の課題について]

今回、オンライン調査の対象地域を全市町村に拡大して実施することが計画されていることから、その実施において生じる問題点を把握し、改善方策の検討を行う必要があるのではないか。また、平成30年の本調査の実施に向けて、東日本大震災からの復興の実態を継続的に把握することを検討すべきではないか。

平成30年の本調査の実施に向けて、今後も「住宅の質」に関して様々な観点から検討する必要があるのではないか。

「住宅の質」について中長期的に検討を行うことは重要と思われるが、今回の部会審議において、当面、住宅の質の観点から追加すべき調査事項はないとの結論になったことから、今後の課題として設定することは難しいとする。

今後の課題として設定することを求めているわけではないが、今後、世帯規模の縮小、高齢化の進展等といった中で、住宅ストックや住宅需要の状況も変化していくものと思われることから、その変化に応じて、住宅・土地に関する調査の在り方や役割分担等について、中長期的な視点で検討することが必要となってくるのではないか。

以上